

# 行田市障がい者差別解消推進条例を可決



議場風景（9月定例会）

9月定例会には、市長提出議案17件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・同意・認定しました。

また、議員提出議案1件が提出され、可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

### 条例改正に伴う 条例の改正等

○行田市手数料条例の一部を改正する条例（原案可決）

地方税法等の改正に伴い、固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付に係る改正を行うとともに、登記情報を記載した土地家屋台帳の閲覧を令和5年度をもって廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

○行田市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例（原案可決）

本年4月1日施行の改正道路交通法では、自転車を利用する全ての者に対し、自動車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

本市では、自転車乗車時における安全な利用の促進を目的に行田市自転車安全利用促進条例を制定しているが、自転車用ヘルメットの着用については、幼児、児童、または生徒の保護者及び高齢者に対してのみ努力義務を課していることから、今般の法令改正

を踏まえ、全ての利用者を対象とするため、条例の一部を改正しようとするものです。

○行田市障がい者差別解消推進条例（原案可決）

全ての市民が互いに尊重される共生社会の実現に向け、障がい者による差別の解消を推進するための基本的な事項等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものです。

本条例の内容としては、前文と全5章にわたる条文、附則から成り、第1章総則、第2章障がい者理由とする差別の禁止等、第3章障がい者理由とする差別に関する相談、紛争の防止等のための体制、第4章共生社会の実現に向けた取組、第5章雑則となっております。

#### （主な質疑）

**問** 埼玉県内では、何番目の条例制定になるのか。

**答** 令和5年6月1日時点になるが、障がい者の差別の解消について規定している条例は、県内で4番目となる。

○行田市立教育支援センター

条例の一部を改正する条例（原案可決）

公共施設マネジメント計画に基づき、教育支援センター下忍分室を除却することに伴い、学校跡地の利活用の観点から、従来の教育支援センター及び下忍分室を統合して、令和6年1月に旧星宮小学校校舎内へ移転するため、条例の一部を改正しようとするものです。



教育支援センター下忍分室

○行田市火災予防条例の一部を改正する条例（原案可決）

消防法施行規則等を改正する省令が公布されたことに伴い、対象火気設備等のうち蓄電池設備に係る基準が見直しされたこと、また、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が定められたため、条例の一部を改正しようとするものです。